

盛岡市手話言語条例の制定を求める請願

紹介議員

千葉 伸行

中 村 亨

神部 伸也

太田 隆司

兼平 孝信

後藤 百合子

縄手 豊子

作藤 尚弘

令和 6 年 12 月 9 日

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

請願第 18 号



盛岡市手話言語条例の制定を求める請願

盛岡市議会議長 遠藤政幸 様

岩手県盛岡市仙北二丁目 11-44

岩手県聴覚障害者協会盛岡支部長 菊池るり子



岩手県盛岡市三ツ割 1-11-18

岩手手話通訳問題研究会県北班長 田代志津子



【請願主旨】

2006 年国連で制定された『障害者権利条約』において「手話は言語である」と明記され手話言語が音声言語と同等に定義され、この権利条約の考え方が国の障害者に関する法制度に大きな影響を与えました。2011 年「障害者基本法」の改正により第三条に「言語（手話を含む）」と明記されたのです。岩手県においては、釜石市が県内市町村の先駆けとして 2021 年に「釜石市手話言語条例」を制定し、2024 年 4 月 1 日には、県として「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」が長い要望のすえに制定されました。

しかし、盛岡市の地域社会の中においては、聴覚障害者へのコミュニケーション理解、言語としての手話は十分に認知されていないのが現状です。盛岡市長は全国手話言語市区町会に入会していますし、現在 549 自治体で手話言語条例等が制定されていることをふまえて、早急に独自の文法体系を持つ手話言語を認知し、広く市民に周知・普及していただくことを願い、次のことを要望いたします。

【請願事項】

1、「手話言語を獲得する」「手話言語で学ぶ」「手話言語を学ぶ」「手話言語を使う」「手話言語を守る」、聴覚障害者が求める 5 つの権利を実現する盛岡市手話言語条例の制定を求めます。

令和 6 年 12 月 3 日